

# 福井医療大学安全管理対策会議規程

## (目的)

第1条 この規程は、福井医療大学（以下「本学」という。）の安全管理システムを構築し、教職員および学生の事故防止に対する積極的な取り組みを行うことを目的とする。

## (組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) リハビリテーション学科 教員 3名
- (3) 看護学科 教員 1名
- (4) 事務員
- (5) 学長が指名した教職員

## (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 会議は学長がこれを招集し、その議長となる。

## (会議)

第4条 会議は、原則として、月1回開催する。なお、必要に応じ臨時開催をすることができる。

- 2 会議の開催は、委員の3分の2以上の出席を以て成立するものとする。

## (協議事項)

第5条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 教職員、学生の事故に関する事。
- (2) 大学への苦情に関する事。
- (3) その他大学の安全管理体制の改善についての必要な事項に関する事。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務課が担当し、連絡、議事録作成等を行う。

## (報告)

第7条 委員会の活動については、運営会議に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。